

ふじさん

fujijoho group monthly magazine

～ 2025年指針 ～

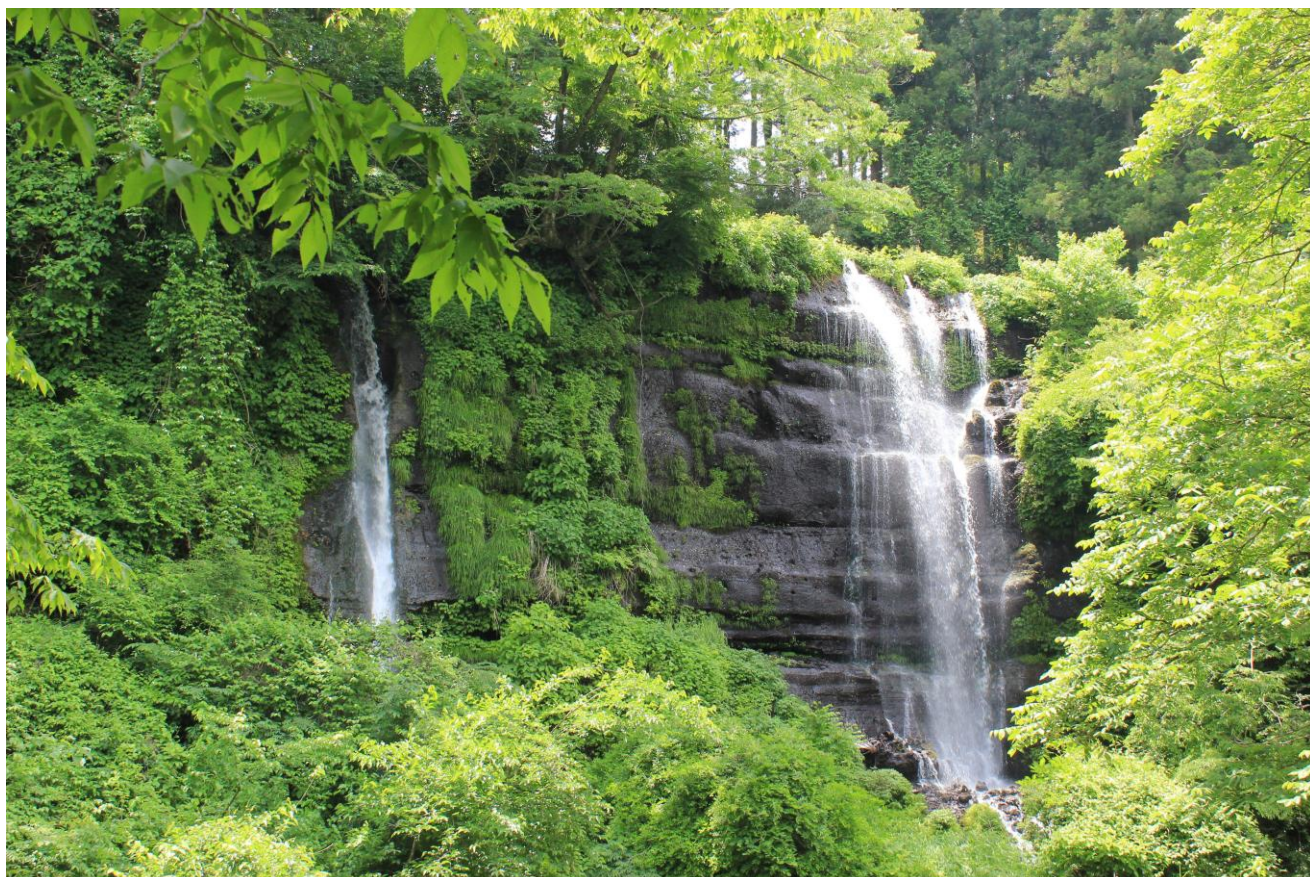
開 点

富士情報

[今月のひとこと]

出 場 辞 退

- ・ 情報処理技術者試験合格者
- ・ 桑都の杜
- ・ 二百十日



太郎・次郎滝

写真提供：都留市 産業課



今月のひとこと

出場辞退

社長 渡辺直企

甲子園に出場し8月7日に一回戦を勝利し二回戦進出を決めていた広陵高校が、今年1月の部内の暴行事件のSNSでの拡散・炎上を受け8月10日に二回戦以降の試合を辞退すると発表しました。寮への爆破予告、生徒が追われるなどが発生し、広陵高校は「生徒や教職員、地域住民の人命を守ることを最優先」として辞退を決断したとのこと。8月6日に広陵高校が発表した内容は、「1年生部員が部で禁止されているカップラーメンを寮内で食べたとして、上級生から暴行を受けた。これに対し、学校が事実確認を行ったところ4人の2年生が1人の1年生の部屋を個別に訪れ胸を叩く、頬を叩く、胸ぐらをつかむなどの行為を認めたこと、2月に広島高野連に今回の事案について報告したこと、被害生徒の保護者から『学校が確認した事実に誤りがある』と指摘があり、再度確認したところ指摘した事実はなかった」としています。広陵高校は2月に広島県高野連を通じて日本高野連に報告し、この結果、高野連は3月に厳重注意処分と、暴力行為に関わった野球部員4名に対する1カ月間の対外試合出場停止処分としました。一方、被害を受けた生徒は野球部を退部、3月末に転校したそうです。その後、広陵高校は県大会を勝ち上がり甲子園への出場を決めました。

今回の発端となった被害者の保護者のInstagramの内容は広陵高校が発表した内容とは大きく異なります。被害者の保護者として14の投稿があり、その中で「10人以上による集団暴行、指導者による恫喝、虚偽発言の強要、被害届が警察に受理されたこと」などが記載されていました。今回の反響を考えると事実の内容次第ではこのInstagramは法的なリスクを孕んでいる可能性があると思います。既に被害届が受理されているとのことですので、事実確認、法的処置に関しては警察が介入して進める段階に入っています。一個人がInstagramで発信する必要がどこまであるかについては今後検証する必要があると思います。ただ、地方大会への出場、甲子園への参加に対して非常に憤りを表し、出場辞退から数日経過してもInstagramは公開されたまま、ということを見ると相当の覚悟をもって発信していると受け止めています。

被害者が規則を破ったとはいえ私的制裁(私刑)は当然許されず、学校としても高野連に報告の通り暴行行為自体を認めているので、被害者が転校せざるを得ないような状況を作ってははいけなかったと思います。フランスではいじめが認められた場合、一定の段階を経ることで加害者を転校させることが出来る法律が2023年に施行されました。日本ではいじめの加害者を転校させることはできません。今のところ転校は被害者の選択肢の一つとなっています。

全国大学体育連合は体罰・暴力に関して大学生に調査を実施し、2015年に「運動部活動等における体罰・暴力に関する調査」を公表しています。運動部活経験者のうち20.5%が体罰経験があるとしています。体罰を受けた時期は中学校のときに59.1%、高校学校では54.0%でした。「体罰を受けたその後」という質問では「精神的に強くなった」が58.4%と一番多く、次に「反抗心を持った」が35.4%となっています。「運動部活動中の体罰・暴力の必要有無」という質問に対しては体罰の経験があった人は57.8%が必要と回答し、体罰経験がなかった人は40.2%が必要と回答しています。「将来運動部活動等のスポーツ指導者になりたいか」という質問に対しては体罰経験者は強くそう思う(19.6%) + そう思う(31.0%) = 50.6%、体罰経験がなかった場合の強くそう思う(7.6%) + そう思う(17.9%) = 25.5%に比べると割合が高くなっています。現時点でも環境によっては体罰を容認するような空気、指導者が残っていると思います。体罰を是とする考え方があるという前提で組織的・社会的な対応が必要だと思います。価値観は常に変化しています。過去許容されていたようなことでも受け入れられなくなることがあるので意識して変えるべきは変えていきたいと考えています。